

## 6. エネルギー分野

エネルギー(1)	移動式ガス発生設備の保有能力に関する規制の緩和【新規】
規制の現状	<p>ガス事業法施行規則第一条第2項第六号では、移動式ガス発生設備の保有能力として、液化ガスの場合は1000キログラム未満、圧縮ガスの場合は300立方メートル未満と規定されている。</p> <p>大規模地震発生時には、ガス発生能力が100立方メートル/時間の圧縮ガス式移動式ガス発生設備の場合、2時間程度しか供給出来ない。病院等への臨時供給が必要となった場合、病院等は1時間当たりのガス使用量が多いため、現行法の範囲内では運用に耐えられない。</p>
規制の根拠法令	<p>ガス事業法施行規則第1条第2項第6号          ガス事業法第47条の4          (高圧ガス保安法の製造・販売は適用除外となるが、消費・貯蔵については適用される)</p>
要望内容	<p>移動式ガス発生設備の圧縮ガスの保有能力を1000立方メートル程度まで増加させるべきである。</p>
要望理由	<p>平成19年に発生した新潟県中越沖地震では、病院、福祉施設等15施設に移動式ガス発生設備による臨時供給が行われ、災害時の移動式ガス発生設備の重要度が改めて認識された。また、「新潟県中越沖地震における都市ガス事業・施設に関する検討会報告書(平成20年5月)」では、「より需要規模の大きな重要施設への相当期間の供給や早期の移動式ガス発生設備の設置が円滑になるよう、当該設備への原料等の充てん時、設備の移動時や設置時にかかる規制(移動式ガス発生設備間の離隔距離、圧縮天然ガススタンドにおける容器への充てん等)について、安全性を損なわない形で弾力的な運用の検討を行う」と記載されている。</p> <p>臨時供給の対象としては病院、老人福祉施設等になるが、特に重要となる災害拠点病院等、大規模な施設では、ガスの使用量が多く、現状の圧縮ガスの保有能力では災害時の運用に耐えられない。</p> <p>このため、圧縮ガスの保有能力に関する規制を通常時から、または災害時に限り緩和すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課

エネルギー(2)	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)に基づく設備認定代行申請時の添付書類の簡素化【新規】
規制の現状	RPS法に基づく新エネルギー等発電設備の設備認定の代行申請を行う際は、設置者の委任状を添付する必要がある。
規制の根拠法令	RPS法第9条 RPS法ホームページ「新エネ等発電設備認定申請書の添付書類一覧」
要望内容	電気事業者が太陽光発電設置者に代わりRPS法に基づく発電設備の認定を申請する際、代行申請業務軽減の観点から、添付書類を簡素化すべきである。少なくとも、設備認定廃止届を行う際の委任状の添付については、省略可とすべきである。
要望理由	<p>2003年4月にRPS法が施行されて以降、住宅用太陽光発電の設備認定件数は年々増加し、全国の設備認定件数は2008年11月末現在では約41万件となっている。また、住宅用太陽光発電の設置件数は、新たな買取制度の導入などにより今後急速に増加することが見込まれる。</p> <p>これらの発電設備のRPS法に基づく設備認定(変更や廃止を含む)手続きは、ほとんどが電力会社の代行申請により実施されており、この場合、以下の書類を添付するようRPS室のホームページにマニュアル記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造図</li> <li>・配線図</li> <li>・(設置者の)委任状</li> </ul> <p>これらの添付書類のうち、委任状については設置者の署名・押印が必要となるが、委任状の取得遅れに伴う認定手続きの遅延が発生している。特に、廃止手続きについては設置者が転居済で連絡が取れないケースも発生しており、設置者との連絡業務が煩雑となっている。</p> <p>以上の手続きを簡素化するため、設置者と電力会社が締結した受給契約書に廃止の際の手続代行に関する規定を設け、その写しをもって委任状の代わりとしていただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室

エネルギー(3)	燃料電池のばい煙発生施設からの適用除外【新規】
規制の現状	<p>燃料電池の改質器は「大気汚染防止法施行令」第2条第2項の「水性ガス又は油ガスの発生のために共するガス発生炉及び加熱炉」に相当するとして、改質器バーナー燃料の燃焼能力で重油換算50ℓ/h以上が規制対象となっている。気体燃料は、16Nm<sup>3</sup>⇒重油10ℓ相当に換算と規定されており、都市ガス(13A)を燃料とする100kW燃料電池(燃焼ガス量77Nm<sup>3</sup>/h=重油換算48ℓ)は規制対象とならないが、同一出力の消化ガスでは熱量が低いため、84Nm<sup>3</sup>/hに燃焼ガス流量が増えることとなり、規制対象となる。</p>
規制の根拠法令	<p>大気汚染防止法第2条第2項 大気汚染防止法施行令第2条 昭和46年8月25日付 環大企第5号環境庁大気保全局長通知(重油換算量)</p>
要望内容	<p>燃料電池については、「ばい煙発生施設の適用除外」とすべきである。</p>
要望理由	<p>燃料電池はこれまでのフィールドテストや実用導入例等からばい煙等の発生が極めて少ないこと(NO<sub>x</sub> は5ppm 以下、SO<sub>x</sub>、ばい煙は実質的にゼロ)が実証されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>環境省水・大気環境局大気環境課</p>

エネルギー(4)	核燃料物質加工施設の設備・機器の休止時における施設定期検査の免除 【新規】
規制の現状	核燃料物質加工事業については、廃止措置に関する規定はあるが、設備・機器の休止に関する規定がなく、設備・機器の休止期間中も施設定期検査の受検が義務付けられている。
規制の根拠法令	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条の8 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の5
要望内容	休止する設備・機器については、届出を行うことで休止期間中の施設定期検査の受検を免除すべきである。
要望理由	<p>原子炉等規制法上は、一部の設備・機器の休止に関する規定がなく、休止期間中であっても毎年度施設定期検査を受検しなければならない。これにより、休止届の制度がある高圧ガス保安法等と重複して規制を受けている機器では、同法の効用がない。</p> <p>設備・機器の休止期間中は、施設定期検査の受検を不要とすることにより、年間数千万円のコストダウンにつながる。</p> <p>設備・機器の休止期間中は、核燃料物質を取扱わない状態であり、潜在的な危険性は無いため、休止期間中の検査は不要である。休止の届出をした設備・機器は、再使用の開始前に官庁検査を受検することで施設の安全性は確保されるため、休止制度を導入しても問題はない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

エネルギー(5)	原子力発電所等の建築工事の設計・許認可に係る審査の一元化【新規】
規制の現状	<p>原子力発電所の建屋等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、原子炉等規制法)に基づく原子炉設置許可が得られた後、本格的な建設工事を開始するために「工事計画認可申請」を行い、詳細設計内容について審査を受ける。原子炉等規制法にも、原子炉施設の詳細設計内容について同種の申請を行う旨の規定があるが、電気事業の用に供するものは電気事業法に委ねられ、原子炉等規制法では対象外とされている。一方で、同時に建築物であることから、建築基準法の対象となり、「建築確認」を受けなければならないことになっている。</p> <p>原子力発電所の建屋等に関する建築構造設計においては、特にその耐震性評価について、電気事業法に基づく工事計画認可審査と建築基準法に基づく建築確認の構造審査が二重規制となっている。</p>
規制の根拠法令	<p>電気事業法第47条          建築基準法第6条          核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条、第27条</p>
要望内容	<p>原子力発電所における建屋等の構造設計に対する耐震性評価の審査は、電気事業法に基づく工事計画認可審査と建築基準法に基づく建築確認の構造審査が二重規制となっており、建築確認の構造審査内容は工事計画認可審査内容に包含されると考えられることから、建築確認の構造審査を「工事計画認可証」を提出することにより免除すべきである。</p>
要望理由	<p>電気事業法上の審査と建築基準法上の審査について、基となる法令から審査基準までを比較すると次のようになる。</p> <p>電気事業法上の審査、すなわち「工事計画認可申請」の審査においては、原子力発電所の建屋等について経済産業省令で定める技術基準に適合することが求められる。</p> <p>ここで、原子力発電所の建屋等に関して、適合性を判断する基準の一として「建築基準法・同施行令」、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」が用いられている。</p> <p>一方、建築基準法上の審査、すなわち「建築確認」の審査においても、「建築基準法・同施行令」、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等により構造審査が行われる。</p> <p>「工事計画認可申請」の審査が規格及び基準等の一として「建築基準法・同施行令」、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」を挙げて、他の基準への適合性も審査しているという違いはあるものの、「建築確認」の審査においても「工事計画認可申請」の審査と同じ基準に基づき審査が行われている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省原子力安全・保安院原子力安全審査課          経済産業省原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課          経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課          国土交通省住宅局建築指導課</p>